

- 1 利用者負担額（以下「保育料」）の算定については、以下の市町村民税額を適用します。
- (1) 平成29年4月～平成29年8月の保育料については、平成28年度（平成27年中の収入）市町村民税額。
  - (2) 平成29年9月～平成30年3月の保育料については、平成29年度（平成28年中の収入）市町村民税額。

2 同一世帯から2人以上の児童が、以下に掲げる多子軽減カウントの対象となる施設・事業を利用する場合の保育料は次のとおりです。

◆ 多子軽減カウントの対象となる施設・事業

- (ア) 小学校（1年生～3年生に限る） (イ) 特定教育・保育施設・・・認可保育所、幼稚園（市町村が保育料を決定する幼稚園）、認定こども園  
 (ウ) 幼稚園（就園奨励費の支給対象となる幼稚園） (エ) 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

\*平成28年4月より世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯については、上記の多子軽減カウントの対象となる施設・事業の利用の有無、年齢にかかわらず、生計を一つにする子どもを多子軽減のカウント対象とします。

なお、生計を一つにするとは、子どもが保護者と同居している（住民票の住所が同じ）場合だけでなく、大学在学等で別居している（住民票の住所が別）場合であっても、常に生活費、学資金、療育費等の送金をしている場合は生計を一つにしているとみなすことがあります。住民票が別の場合は、書類の提出が必要です。詳細は保育幼稚園室までお問い合わせください。

◆ 適用される保育料について

- (1) 多子軽減カウントの対象となる施設・事業を利用する子どものうち、最年長の子ども（教育・保育認定を受け幼稚園や認定こども園を利用し、1号認定の保育料が適用される子どもに限る）は、徴収金額表の**各階層区分欄の上段に掲げる金額**となります。
- (2) 多子軽減カウントの対象となる施設・事業を利用する子どものうち、2番目に年齢が高い子ども（教育・保育認定を受け幼稚園や認定こども園を利用し、1号認定の保育料が適用される子どもに限る）については、徴収金額表の**各階層区分欄の「」内に掲げる金額**となります。
- (3) 多子軽減カウントの対象となる施設・事業を利用する子どものうち、3番目以降に年齢が高い子ども（教育・保育認定を受け幼稚園や認定こども園を利用し、1号認定の保育料が適用される子どもに限る）については、**無料**となります。

※ 2号認定での利用の場合は、上記（ア）の小学1年生～3年生の児童については、多子軽減カウントに含まれませんので、ご注意ください。

※ 上記（ウ）の施設を兄・姉が利用されている場合や、上記（エ）の施設を兄・姉又は弟・妹が利用されている場合（※（エ）の施設を弟・妹が利用されている場合は、下記の「その他の多子減額」に該当するため、別途申請が必要です。）、当該施設を利用していることが分かる「**在園証明書**」の提出が必要です。

● その他の多子減額について

吹田市では、以下に該当する場合、減額申請された月の翌月（4月及び9月の申請については、当月分）から特定教育・保育施設を利用する児童の保育料を減額しております。申請等については、保育幼稚園室にお問い合わせください。

- (1) 同一世帯において特定教育・保育施設等を利用する児童より年齢の低い児童が、多子軽減カウントの対象となる施設・事業の（エ）を利用する場合
- (2) 同一世帯において特定教育・保育施設等を利用する児童の兄弟姉妹が、児童福祉法第27条第3項に定める施設等（小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）に措置を受けて入所する場合

● 保育料の軽減の拡充について

平成29年4月より、ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯で、世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下の場合は、全ての子どもが**無料**となります。在宅障がい児（者）のいる世帯とは、以下の条件に該当する同居の世帯員がいる場合を対象とします。

- (ア) 身体障がい者手帳の交付を受けた者 (イ) 療育手帳の交付を受けた者 (ウ) 精神障がい保健福祉手帳の交付を受けた者  
 (エ) 特別児童扶養手当の支給対象児 (オ) 国民年金の障がい基礎年金の受給者

上記に該当する場合は、**事由を証明する書類【（ア）～（ウ）手帳の写し、（エ）受給証明の写し、（オ）改定通知の写し】**を提出してください。

3 利用者が、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合における保育料は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額となります。

| 事 由  | 徴 収 金 額         |
|--|-----------------|
| (1)月の途中で特定教育・保育等の利用を開始し、又は廃止した場合で、利用期間が15日以内であるとき                | その月分の2分の1の額     |
| (2)利用者の疾病その他やむを得ない事由によりその月内で引き続き特定教育・保育等を15日以上欠席したとき             |                 |
| (3)特定教育・保育等の利用を廃止する日が利用を開始した日の属する月の翌月に属する場合で、利用期間が15日以内のとき       | 1月分の2分の1に相当する金額 |
| (4)特定教育・保育等の利用を廃止する日が利用を開始した日の属する月の翌月に属する場合で、利用期間が15日を超え30日以内のとき | 1月分に相当する金額      |
| (5)前号の場合で、かつ、利用者の疾病その他やむを得ない事由によりその月内で引き続き15日以上欠席したとき            | 1月分の2分の1に相当する金額 |

4 **課税額等の変更による現年度の保育料変更の申し出期限については、当該年度末日まで**となります。この期限を過ぎての変更は一切できませんので、御注意ください。

5 保育料については、年度末の公定価格（給付単価）の改定により、変更される可能性があります。